解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十三年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

鹿児島市上之園町二三番一

財団法人西内教育振興基金

清算人　押井　啓一

配当公告

福島県田村市船引町笹山字近馬場一一五番地

破産者　有限会社舟山鉄工所

右の者に対する福島地方裁判所郡山支部平成二十一年（フ）第一六〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六六一、七四六、四九九円

一、配当することのできる金額

金一四、一三九、七一七円

平成二十四年一月二十五日

福島県郡山市虎丸町二二―一三

破産管財人　弁護士　尾形　昭

配当公告

大阪府摂津市鳥飼下三丁目四八番一二号

破産者　被相続人　亡牛垣勝繁相続財産

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十二年（フ）第七六二〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金〇円

一般債権　金七九、一七九、九二六円

一、配当することのできる金額

優先債権　金〇円

一般債権　金一、八七六、九七八円

平成二十四年一月二十五日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

破産管財人弁護士　木部　徹之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川市大字奈良九三六番地、最後の住所茨城県石岡市根当一〇八八八番地三ハートピア石岡三〇三

被相続人　亡　田原　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所茨城県牛久市栄町五丁目九番地大西ビルD棟二階

相続財産管理人　司法書士　岩田　哲孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市石川一丁目四〇〇二番地八、最後の住所茨城県水戸市石川一丁目四〇〇二番地の八

被相続人　亡　山田　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

茨城県水戸市大町二―一―二六―二〇七

種田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市広沢町六丁目九八二番地、最後の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津二七二番地一四六向日葵コーポ一〇五

被相続人　亡　荻野喜久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

群馬県桐生市錦町三丁目一番二五号桐生商工会議所三階

相続財産管理人　弁護士　高村　利久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新町二二〇二番地、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字上茂木六五八番地三

被相続人　亡　田村　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

群馬県前橋市石倉町二丁目五番四号

相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市一ノ貝八七六番地、最後の住所埼玉県草加市高砂二丁目二〇番八号草加コーポラス六〇二号

被相続人　亡　渡邉　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一一番一号南越谷株竹ビル三階栄光法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大木　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町作田三六八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　作田　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

事務所千葉市中央区中央三―一〇―四マニュライフプレイス千葉六階伊藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区上篠崎二丁目八四番地二、最後の住所東京都江戸川区上篠崎一丁目一五番三号

被相続人　亡　川崎　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

第32期決算公告

平成24年1月25日

栃木県日光市土沢1852―1

株式会社ヨックモッククレア

代表取締役　鈴木　昭

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,439	流動負債	785
固定資産	9,173	固定負債	536
		退職給付引当金	518
		役員退職慰労引当金	12
		株主資本	28,291
		資本金	10
		資本剰余金	32
		その他資本剰余金	32
		利益剰余金	28,249
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	28,246
		（うち当期純利益）	(103)
		評価・換算差額等	△0
資産合計	29,613	負債・純資産合計	29,613

第3期決算公告

平成24年1月25日

東京都港区南青山5丁目3番3号

株式会社ヨックモック

代表取締役　渡邊　太郎

貸借対照表の要旨（平成23年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,418	流動負債	4,659
固定資産	2,257	固定負債	289
繰延資産	18	退職給付引当金	271
		役員退職慰労引当金	17
		株主資本	752
		資本金	10
		資本剰余金	53
		その他資本剰余金	53
		利益剰余金	689
		その他利益剰余金	689
		（うち当期純利益）	(423)
		評価・換算差額等	△7
資産合計	5,694	負債・純資産合計	5,694